

鎌ヶ谷市各部の組織目標

総務企画部の組織目標

1 前期基本計画第1次実施計画（補正版）の推進、後期基本計画及び第2次実施計画の策定

令和6年度から令和8年度までを計画期間とする前期基本計画第1次実施計画（補正版）について、事務事業評価に基づき、施策の状態指標及び成果指標の進行管理、令和9年度当初予算の方向性を決定する。

また、令和9年度を始期とする後期基本計画及び第2次実施計画について、庁内の策定体制等に基づき、部門別部会での検討を重ねるとともに、市民参画、総合基本計画審議会などの意見を踏まえて策定する。

2 行財政改革への不断の取組み

財政健全化計画（第4期）に基づき、財政調整基金残高や経常収支比率、健全化判断比率といった数値目標を達成できるよう取り組むとともに、特に、令和8年度当初予算編成では、計画に定める予算編成後の財政調整基金目標残高を下回ったため、従来以上の歳入確保や歳出削減に向けて取り組む。

なお、財政健全化計画（第4期）は、令和8年度までが計画期間となるため、令和8年度中に策定を予定している後期基本計画や第2次実施計画、次期行革プラン等との整合を図りつつ、新たな計画を策定する。

また、歳入確保に向けた取組みとして、令和8年度は、企画財政課内に新たに「企業誘致推進室」を設置して庁内横断的な連携を図りながら企業誘致の推進を図る。

さらに、市有財産の有効活用として、市役所及び総合福祉保健センターの駐車場の管理・運営を民間事業者に委託して有料化することで、民間事業者の持つ豊富なノウハウを活用しながら維持管理等にかかる本市の負担を軽減し、効率的な駐車場運営を進める。

その他に、行革プランに掲げる取組みや車座集会を継続的に実施・推進することで行財政改革の推進を図る。

3 デジタル化の推進

令和8年度は、システムを導入する3つのDXプロジェクト（保育園ICT化、書かない窓口の導入、行政手続きのオンライン化）について、プロジェクト概要書に定める対策評価指標の達成に向けて対応する。

また、現在の文書管理システムに、新たに電子決裁の機能を加える「電子決裁システム」を導入し、職場の環境整備を図る。

さらに、令和7年度にシステムを導入したDXプロジェクト「汎用ノーコード・データベースの活用」は11のシステムが運用中であり、好事例を全庁に展開して、更なる活用拡大に向けて構築支援を行う。

4 人材育成の推進と不当要求等への組織的対応の徹底

デジタル化の推進に伴い、デジタル人材やDX推進リーダーを育成するための研修を実施し、全庁挙げて、デジタル技術や知識の習得を進める。

また、少子高齢化や多様化する市民ニーズに対応できるよう各部門の特殊要因等を把握し、令和9年度を始期とする第11次定員適正化計画の策定を行う。

本市で発生しているカスタマーハラスメント等について、庁内の各部署が円滑に対応できるよう、マニュアルの周知や電話機等への録音機能設置などの具体的対応策、庁内外への啓発など必要な措置を行い、組織としての対応を徹底する。

5 税の適正・公正な賦課と徴収

税の適正な賦課と納税の公平性の維持及び自主財源を確保するため、正確な課税客体捕捉の強化を行ったうえで、賦課・徴収・滞納整理を行う。

徴収率の目標を現年度分99.17%以上、滞納繰越分を含めた全体の徴収率を98.02%以上とし、収入未済額の縮小を図る。

市民生活部の組織目標

1 有機フッ素化合物（PFOS/PFOA）に係る対応

令和6年に軽井沢地区の井戸から指針値を超過する有機フッ素化合物（PFOS/PFOA）が検出されて以降、地域住民への各種支援及び原因究明のための調査を行っている。令和8年度においても、引き続き支援策を実施するとともに、原因究明に向けて井戸の水質検査等を実施する。また、県と連携して軽井沢地区における上水道敷設に向けた取り組みを実施する。

2 ごみの共同処理に関する協議及び家庭系一般廃棄物（ごみ・し尿）の減量化並びに再生利用の推進に係る適正な仕組みづくりについての検討

柏市とのごみの共同処理について、令和4年11月に協議開始の前提となる合意事項について取りまとめた「確認書」に基づき、今後の本市のごみ処理について、安定的な体制が維持できるよう、共同処理の解消を含めた協議の円滑な進捗を図る。

また、廃棄物処理施設（ごみ・し尿）の持続可能な運営に必要な施策に対する財源確保や廃棄物の更なる減量化及び再生化を推進するために必要な処理経費に対する住民理解の向上と公平化を目的とし、排出する量に応じて処理費用の一部を住民等が適正に負担する仕組みづくり（受益者負担の原則）についての検討等を行う。

3 窓口DXの推進とマイナンバーカード利用促進

鎌ヶ谷市DX基本方針に基づき、DX推進室をはじめとした庁内関係課と連携し、窓口DXを推進する。具体的には、「書かない窓口」の導入に向けて準備を進める。この導入過程においては、BPR（ビジネスプロセスエンジニアリング）等の手法を用いた業務の見直し及び改善を行い、市民サービスを低下させないよう最大限配慮する。

さらに、国の重点支援地方交付金を活用し、DX推進の一環としてコンビニ交付手数料の10円キャンペーン事業を実施することで、コンビニ交付やマイナンバーカードの利用を促進し、窓口の混雑緩和を図り、窓口サービス向上に繋げる。

4 国民健康保険における適正な保険料率の引き上げ及び各保険料の収納率向上

国民健康保険料率については、令和7年度及び令和8年度に改定を行い、県の示す標準保険料率に近づいたものの、令和8年度も一般会計からの赤字繰入が必要な状況である。今後も、千葉県国民健康保険運営方針に基づき、令和12年度までに一般会計からの赤字繰入を解消し、国民健康保険の安定的な財政運営を図る必要がある。そのため、被保険者の減に伴う保険料の減少や国民健康保険事業費納付金の増減による収支バランスを研究し、県が示す標準保険料率に段階的に近づけるよう、適正な保険料率の引き上げについて、条例改正を行う。

次に、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納率の向上については、令和8年度は、子ども・子育て支援金の収納も開始されることから、医療保険制度について、丁寧に説明し、理解を促すと共に、口座振替キャンペーンの実施、コンビニやキャッシュレス収納等の周知を継続する。

また、令和8年度は各保険料の引き上げにより滞納額の増加が見込まれるため、納期限を過ぎても納付が無い場合には、文書による催告や休日・夜間の納付相談を実施する。さらに、滞納が長期となる場合は、財産調査を行い、効率的な滞納整理を実施することで、現年収納率の向上を図る。

最後に、国民健康保険料の外国人の収納対策として、令和9年度に前納制度の導入及び出入国在留管理庁とのシステムの情報連携を予定していることから、国の通知に基づき、令和8年度に補正予算による予算措置を行い、国民健康保険システムの改修等を行う。

5 防犯対策の推進及び、防災対策・危機管理の強化・防災備蓄品の整備促進、自主防災組織の活性化

防犯対策の推進については、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現を図るため、防犯カメラを新たに設置し、自主防犯団体等が設置する防犯カメラの推進を図る。また、市民・防犯協会、警察等の関係機関・団体との協働により、防犯キャンペーン等の防犯サテライト事業を拡充し、防犯灯の維持管理や新設は、自治会等の協力やリース事業者との連携により適切に実施し、夜間における犯罪発生の防止を図る。

さらに、国の重点支援地方交付金を活用して住居用防犯対策費用助成事業を実施し、各世帯が防犯対策のために講じる費用の一部を助成する。また、令和5年4月に施行した「犯罪被害者等支援条例」に基づき、見舞金の支給などを通じて、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図る。

次に、防災対策・危機管理の強化については、首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、避難所においては、再生可能エネルギー活用の取り組みとして公共施設の屋根に設置した（23施設）太陽光発電システムを運用する。また、地域防災計画に基づき各避難所に整備を完了した防災備蓄品については、「防災備蓄品更新計画」に基づき整備を続け、現状に即した備蓄品の整備や各種災害協定の締結を行い、良好な生活環境の確保に向け、さらに充実させていく。

また、近隣市や関係機関、海上自衛隊下総航空基地、陸上自衛隊松戸駐屯地との連携を強化し、地域防災リーダー研修の実施、防災体制強化研修の継続実施を通じて、市内全域の防災力の向上を図る。

さらに、自主防災組織に対しては、自助、共助の重要性や訓練の大切さについて、防災講話・訓練などを通じて助言を行い、「地区防災計画」の策定を推進するとともに、引き続き、防災資器材の交付や防災意識の高揚、団体の活性化、組織数増加に向け取り組む。

健康福祉部の組織目標

1 疾病予防・早期発見、重症化予防、健康づくりの推進

「第3次いきいきプラン・健康かまがや21（健康増進・食育推進）」に基づき、栄養・食生活、身体活動、心の健康づくり、歯と口の健康づくり、疾病の予防等を推進する。また、がんの早期発見及び早期治療、感染症の発生及びまん延防止を図るため、関係機関等と連携を図りながら、がん検診、予防接種の受診率・接種率の向上を図るとともに、がん患者アピアランスケア支援事業などの周知徹底を図る。

なお、令和8年度は、RSウイルス感染症予防接種、帯状疱疹の定期接種及び任意接種、高用量インフルエンザワクチン予防接種、高齢者用肺炎球菌予防接種20価の実施、骨粗鬆症検診の計画的な実施、乳がん個別検診の実施に向けた検討、成人歯科健診の船橋市相互利用の円滑な実施、災害発生時における応急医療活動の体制整備、低栄養事業の実施、産後ケア事業通所型及び訪問型における対象年齢の拡充（産後4か月未満から1歳未満まで利用可能）を行う。

2 地域福祉の推進、生活困窮者への支援

「第4期地域福祉計画」に基づき、地域住民、事業所及び活動団体が相互に協力し、地域で支えあいながら、社会、経済、文化などの分野に参加機会を提供するため、地域福祉計画策定・推進委員会をはじめ、日頃から各種団体の活動状況、要望や意見を聴取する。

また、生活保護受給者や生活困窮者の安定かつ自立した生活を実現するため、支援を担うケースワークの人材育成を図り、相談窓口体制の強化を図る。

なお、令和8年度は、総合福祉保健センター分館整備事業（円滑な開設、わかりやすい案内表示及び窓口業務の改善、本館部分の移設等）の実施、食料品支援給付金事業の実施、重層的な支援体制の整備、避難行動要支援者避難制度の推進を行う。

3 高齢者福祉の推進及び介護保険事業の適正な運営

「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、住み慣れた地域で支えあい安心していきいきと暮らせるまちを目指して、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「活力ある高齢者の活動支援」「高齢者が安心して暮らせる環境整備」「介護保険事業の適正な運営」を推進するとともに、認知症対策の推進、各種福祉サービスを提供する。

なお、令和8年度は、第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定、介護保険料の改定、敬老事業補助金の見直し後の対応及び執行状況等の検証、介護保険認定審査会のペーパーレス化に伴う審査会事務の効率化、社会福祉センター電気陶芸窯の早期更新及び利用者の拡大（利用要件緩和など）、福祉避難所訓練の実施、介護保険料のeL-QR導入、収納対応準備（納付書作成テスト）を行う。

4 障がい者（児）福祉の推進

「第3期障がい者計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある人もない人も、お互いを尊重し支え合う共生のまちを目指すため、相談支援体制や福祉サービス、地域生活支援拠点等の機能の充実、生活・労働・社会活動の場の確保、障がいへの理解の促進、権利擁護等について、関係機関と連携して実施する。

また、障がい者地域自立支援協議会及び専門部会等において、計画の進行管理及び地域課題の解決に向けた取組みを検討する。

なお、令和8年度は、第4期障がい者計画、第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画の策定、福祉作業所の指定管理者の更新、手話言語条例の制定検討を行う。

5 子育て環境及び保育サービス等の充実

子ども・子育て支援事業計画などを包含した「こども計画」に基づき、教育・保育施設及び地域型保育を整備するなど待機児童対策を継続するとともに、地域子ども・子育て支援事業、妊娠・出産から切れ目のない支援、子ども医療費助成など経済的な支援、乳幼児健診など母子の健康確保、児童センター事業の充実、ひとり親家庭の支援、児童虐待防止、子どもの療育及び発達支援などを行う。

なお、令和8年度は、さつま幼稚園認定こども園の開設、民間保育所等（定員60名）の計画的な整備（令和9年度開園）、公立保育園ICT化の実施、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施のほか、放課後児童クラブにおける負担金の見直し、おやつ代実費徴収金の支援、8月の早期開所の実施、物価高対応子育て応援手当及びひとり親家庭等生活支援給付金の支給、こどもの大学等受験料支援金の創設及びひとり親家庭等援護支度金の廃止、地域こどもの生活支援強化補助金（こどもの居場所づくり）の創設、子育て短期支援事業の新たな事業所の追加、児童発達支援システムの導入を行う。

都市建設部の組織目標

1 魅力ある都市機能の充実

令和7年度策定の「市街化調整区域の土地利用方針」に基づき、秩序ある土地利用や地域の活性化を図り、持続可能な都市を目指すため、「市街化調整区域における地区計画運用基準」の策定を行う。

新鎌ヶ谷駅南側の東京10号線延伸新線跡地のうち、令和8年度に完了予定の商業棟に合わせ整備される南北自由通路等の維持管理について協議を行う。また、令和6年度に市が売却した2箇所について、事業者と契約締結した土地利用方策に基づき、開発行為等の許可及び意見交換を行う。また、北初富駅前広場整備については、用地取得を完結し、北初富駅前広場整備を実施する。

本市の地域公共交通のマスタープランとなる鎌ヶ谷市地域公共交通計画について、令和7年度に引き続き取り組み、令和8年度に策定を完了する。

コミュニティバス「ききょう号」は、令和8年度から新たな運行計画が始まるため、事業者と運行協定を締結し運行を継続する。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めるため「鎌ヶ谷市公共施設等総合管理計画」を改定する。

2 安全に利用できる道路環境の充実

新鎌ヶ谷西側地区の都市計画道路をはじめ、主要市道、通学路、交差点などの用地取得や工事を引き続き実施すると共に、市道における道路ストック（舗装、橋梁、道路附属物）の点検及び維持補修を行い、第三者被害防止や適正な施設管理を行う。

人に優しい交通環境の整備を図るため、交通安全施設の整備・更新を引き続き行い、交通安全の啓発について関係機関と連携して取り組む。また、改正道路交通法により努力義務となった自転車乗用時のヘルメット着用の普及促進を図るため、啓発活動やヘルメット購入費用の助成を継続して実施する。

北千葉道路は、全線の早期開通の実現に向けて、国、県、沿線市と連携して要望活動や広報活動等を実施する。

千葉県事業である栗野バイパスや船橋我孫子バイパス線をはじめ、初富交差点、鎌ヶ谷大仏交差点、北初富交差点について引き続き県との連携により事業促進を図る。

3 安全・安心に生活できる治水対策の推進

準用河川二和川整備事業では、道野辺・馬込沢地区の浸水被害を軽減するため、早期整備を目指し、河川拡幅区間の用地取得及び下流に対する放流制限解除の準備工事を行う。また、交付金事業を継続するための関係機関との協議を行う。また、河川・水路施設等について、維持工事を行うほか、清掃や浚渫により良好な河川環境の確保や流下能力の確保など適正な維持管理を行う。

地域排水整備事業では、浸水被害軽減のための排水施設整備にむけて、東道野辺三丁目地区の実施設設計委託を行う。

雨水貯留池整備事業では、串崎新田貯留池の整備効果を検証し、今後の大津川流域における雨水貯留池整備の検討を行う。

4 緑に包まれた快適な公園・緑地空間の創出

公園整備に向け、栗野地区公園の第二期整備区域の用地交渉を引き続き行うと共に、川慈公園及び東中沢四丁目ふれあいの森について、令和9年度の用地取得に向けて、地権者との調整を行う。

公園の安全な利用のため、樹木剪定、低木刈込及び照明施設の適切な管理により、公園内の見通しを確保すると共に公園内に防犯カメラを設置する。

また、施設の適切な維持管理のため、貝柄山公園北口のトイレの更新、市制記念公園管理棟の改修及び長寿命化計画に基づいた施設及び遊具を計画的に更新し、予防保全型の管理を行い、鎌ヶ谷市公園灯LED化計画に基づき、公園灯の更新を行う。

5 良好な居住環境の確保

住宅政策では、「第2期空家等対策計画」、「空家等除却推進事業」及び「空家等リフォーム推進事業」、「市営住宅等長寿命化計画」、「マンション管理適正化推進計画」を着実に進める。

また、住宅の耐震化率向上のため、耐震改修促進計画の改定を行うとともに、耐震改修促進計画等に定めるアクションプログラムにより、自主防災組織等に住宅耐震相談会や耐震補助事業及び危険ブロック塀補助事業の説明を行う。

開発行為等において良好な宅地水準の確保、また無秩序な市街化を抑制するため、許可基準や立地基準に基づき適正な規制・誘導等を図る。また、千葉県から権限が移譲された造成及び特定盛土等規制法の事務手続きについて、県や近隣市と情報共有を図り円滑な運用を行う。

公共下水道については、公営企業会計として持続可能な経営運営を行うとともに、引き続き普及促進を進め、令和8年度末で普及率約75.9%を目指すと共にストックマネジメント点検結果をもとに改築修繕計画を策定する。また、江戸川左岸処理区の事業計画区域の拡大に向け、公共下水道江戸川左岸処理区の事業認可の取得を実施し、併せて、事業着手前に受益者負担金の単位負担金額を設定する。

生涯学習部の組織目標

1 主体的に関わり、学び合い、高め合う教育の充実

「専門性と社会性を備えた教職員の育成」を目指した教員研修を推進する。

「学び合い高め合う授業」のあり方や個別最適な学習のための授業改善について周知するとともに、学力向上推進委員会を定期的に開催するなど学力向上に取り組んでいく。また、長期的な展望での学力向上のために、読書活動を推進する。

学校が、児童生徒にとって安全で魅力ある場所であるために、生徒指導の充実、道徳教育の推進、子どもの人権を意識した指導を行う。「鎌ヶ谷市いじめ防止基本方針」をもとに、未然防止、早期発見、早期解決を図り、事案が発生した場合は、学校とともに迅速に対応する。

全小中学校に設置した「校内教育支援センター」の支援員の配置を拡充するとともに、教育支援センター「ふれあい談話室」「家庭訪問担当相談員」等の連携を図るなど、不登校対応における支援を強化する。

2 地域とともにある学校づくりの推進と働き方改革の推進

令和8年度から、保護者、地域住民等が学校運営に参画する「コミュニティスクール」を全小中学校で導入し、地域とともにある学校づくりの定着を図る。

放課後に子どもたちが安全に過ごせる場所や遊べる場所として、小学校の校庭等における個人開放の拡充と、放課後子ども教室の実施に向けた検討を行い、後期基本計画第2次実施計画の計上など必要な調整を行っていく。

中学校の部活動については、「鎌ヶ谷市部活動地域移行協議会」で継続して検討していくとともに、段階的な地域展開を推進するため、部活動指導員の1校複数部活のさらなる配置を行い、土日の活動について、顧問が不在でも活動できる体制の定着を目指す。

「働き方改革推進プラン」に基づき、鎌ヶ谷市立小中学校働き方改革推進委員会で調査研究を行うとともに、ICTの活用や事務手順の定例化等を着実に進め、業務改善の取り組みを推進していく。

行政（教育）財産を適切に管理するため、小中学校敷地への教職員自家用車の駐車について、使用料（駐車料金）を徴収する仕組みを構築し運用する。

3 安全で安心な教育環境の整備

前期基本計画第1次実施計画（補正版）に基づき、小中学校の体育館空調設備、LED照明改修、校舎外壁・屋上防水及び受変電設備工事等の事業を遅滞なく遂行する。

「第4次通学路安全対策推進行動計画」に基づき、推進項目を着実に実施するとともに、令和9年度以降の通学路安全対策に向け、第5次通学路安全対策推進行動計画を策定する。

防犯面では、安全ネットワーク会議等を通じ、子どもの見守り活動について、情報の共有、協力の依頼を行うとともに、児童生徒が安全に通学できるよう子ども見守りカメラを増設する。また、児童生徒安全パトロール、かまがや83+運動のPRやこども110番の家の増置に取組み、地域の見守り力の強化を図る。

安全で安心なおいしい学校給食を提供する。学校給食費については、経済的負担の軽減を図るため、小学校及び中学校1年生の学校給食の無償化を実施するとともに、保護者負担分の公費補填及び中学校における第3子以降減免制度についても継続して実施する。

4 豊かな心と生きがいを実感できる生涯学習の推進

生涯学習の拠点となる生涯学習施設の計画的な改修を行っていくため、後期基本計画第2次実施計画への計上に向けた調整を行っていく。

公の施設の使用料の見直しについては、令和8年4月からの新料金開始を受け施設の稼働率の推移の検証とともに、令和9年4月からの市外利用の開始に向け、関係団体及び関係部門と調整のうえ周知を行う。

かまがやまなびい大学や講座等では、新たなメニューを視野に入れるとともに、ライフステージに応じた学びと市民ニーズを捉えた学習機会を提供する。また、団体における日頃の活動の場を提供するとともに、さわやかまなびい100単位事業や市民文化賞等の顕彰事業を通して市民の学習活動を推進する。

5 生涯スポーツ及び文化・芸術の振興

令和8年度末にスポーツ施設指定管理者の期間が満了するため、候補者の選考にあたり、公募型プロポーザルを実施し、令和9年度からの次期指定管理者を選定する。

北海道日本ハムファイターズとの連携事業（野球教室、小学校連携事業等）を展開するとともに、スポーツ団体との協働事業の充実を図る。

歴史的建造物（澁谷家住宅）の敷地全体の保存と活用を図るために策定した「国登録有形文化財澁谷家住宅保存活用計画」及び実施設計に基づき、建物と敷地の整備工事を実施する。

地域文化の充実及び振興を図るため、市民の文化活動の発表及び参加の機会や場を提供するとともに、自主的な文化活動が推進されるよう情報提供や活動支援を行う。

消防本部の組織目標

1 消防活動能力の強化及び活力ある職場風土の醸成

誰もが安心して暮らせる防災、減災のまちづくりを実現させるため、発生が危ぶまれている首都直下地震などの大規模災害や、甚大化する風水害などの自然災害に対応できるよう、基礎訓練はもとより部隊連携の向上に繋がる計画的な訓練を行い、専門的な知識と技術の習得を図るための研修派遣を充実させ、消防活動能力の強化を図る。

また、これまで継続的に取り組んでいる服務と倫理の徹底について、消防職員全員が一丸となって取り組み、風通しの良い職場環境と活力ある職場風土を醸成する。

2 消防用自動車の更新及び消防活動体制の確保

万全な消防活動体制を整えるため、鎌ヶ谷市消防用自動車更新計画に基づき、老朽化が進んでいる中央消防署の化学消防ポンプ自動車、及び第1分団に配備している消防ポンプ自動車を更新する。さらに、県が主体となり進めている消防救急無線再整備事業について、円滑に事業を推進する。

また、消火活動において重要な消火栓や防火水槽などの消防水利について、計画的に維持管理するとともに、消火栓の改修工事を適切に行うことにより消防活動体制を確保する。

3 火災予防対策の推進及び予防業務のDX化

災害に強いまちの実現に向け、火災の被害軽減に有効な住宅用火災警報器、震災時の電気火災の防止に有効な感震ブレーカーの設置普及について、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブなどの消防関係機関と連携しながら取り組んでいく。

また、防火対象物や危険物施設の安全性を維持するため、定期的な立入検査や防火指導、火災原因調査の知識や技術の向上を図るための研修を行うとともに、建築確認電子審査用機材を整備し、申請者の利便性や予防業務の簡素化を目的にDX化を図る。

4 救急体制の強化

救急体制の強化を図るため、救急関係機関と連携し計画的な救急活動訓練及び職員研修を行うとともに、救命率の向上を図るため、救命講習の受講を促し限りある救急自動車を有効に活用できるよう、救急車の適正利用について広く市民に呼び掛けをする。

また、マイナ救急を適切に運用し、利用者の負担軽減と救急業務の簡素化を図る。

5 消防団の活性化及び活動能力の向上

地域防災の要である消防団の重要性について、市民に広く理解を得られるよう消防団の活動状況や訓練の取り組みについて周知するとともに、高齢化が進む消防団員の加入促進と活性化を図る。

また、消防団の活動能力を向上させるため、消防団装備品を更新整備するとともに、若い団員が機関員として活動できるよう、準中型免許取得費補助金の交付事業を実施する。